

中華人民共和國住宅都市農村建設部
中華人民共和國國家發展改革委員會

養護老人ホームの建設基準

建標 144—2010

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

2011 北 京

養護老人ホームの建設基準

建標 144—2010

責任編集部門：中華人民共和國民政部

承認部門：中華人民共和國住宅都市農村建設部

中華人民共和國國家發展改革委員會

施行年月日：2011年3月1日

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

中国計画出版社

2011 北京

中華人民共和国住宅都市農村建設部
中華人民共和国国家發展改革委員会
養護老人ホームの建設基準

建標 144—2010

☆

中華人民共和国民政部 責任編集

中国計画出版社出版

(住所：北京市西城区木樨地北里甲 11 号国宏大厦 C 座 4 階)

(郵便番号：100038 電話：63906433 63906381)

新華書店北京發行所發行

世界知識印刷所印刷

850×1168mm 1/32 1.375 印刷枚数単位 33 千字

2011 年 2 月第 1 版 2011 年 2 月第 1 回印刷

印刷部数 1—6000 冊

☆

統一書籍番号：1580177・559

定価：12.00 元

(国内限定発行)

住宅都市農村建設部、国家発展改革委員会の
「養護老人ホームの建設基準」の承認公布に関する通知

建標〔2010〕194号

国务院の関係部門、各省・自治区・直轄市、計画単列市の住宅都市農村建設庁（委・局）、発展改革委員会、新疆生産建設兵団建設局、発展改革委員会 御中

住宅都市農村建設部の「『2008年建設基準制定プロジェクト計画』の印刷配布に関する通知」（建標函〔2008〕328号）の要請に基づき、民政部、全国老齡工作委员会弁公室が共同で作成した「養護老人ホームの建設基準」が、関連部門の合同審理を経て、ここに承認並びに公布され、2011年3月1日から施行される。

養護老人ホーム建設プロジェクトの審査承認、設計、建設の過程では、本建設基準の入念な履行を厳格に求め、工事の建設費用を断固として抑制する必要がある。

本建設基準の管理は住宅都市農村建設部と国家発展改革委員会が担当し、具体的な解釈業務は全国老齡工作委员会弁公室が担当する。

中華人民共和国住宅都市農村建設部
中華人民共和国国家発展改革委員会
2010年11月17日

まえがき

「養護老人ホームの建設基準」は住宅都市農村建設部の「『2008年建設基準制定プロジェクト計画』の印刷配布に関する通知」（建標函〔2008〕328号）の要請に基づき、民政部と全国老齡工作委员会弁公室が共同で作成した。

編集の過程で、編集グループは「中華人民共和国高齡者の権利保障法」などの法律・法規と政策文書に基づき、全国の異なる地域で詳細な調査研究を幅広く行い、各地の高齡者養護施設建設の経験と教訓をまとめた。科学的論証と分析を基礎に、基準の意見募集稿を作成した。関係者の意見を幅広く求め、修正と補充を繰り返して審査稿を作成し、専門家の審査会を経てさらに修正完備させた後に承認待ち原稿を作成し、住宅都市農村建設部、国家発展改革委員会の承認を経て公布した。

本建設基準は全部で7章に分かれ、総則、建設規模及びプロジェクト構成、用地選定及び計画、建築物の面積指標、建築基準、建築設備と室内環境、基本設備を含んでいる。

本建設基準の実施過程では、各部門は経験の総括、資料の蓄積に留意いただきたい。もし修正と補充が必要な個所を発見した場合は、今後の修正時の参考のために、意見及び関連資料を民政部計画財務司（住所：北京市東城区北河沿大街147号、郵便番号：100721）までお送りいただきたい。

責 任 編 集 部 門：民政部計画財務司

全国老齡工作委员会弁公室

民政部社会福利・慈善事業促進司

中国老齡科学研究センター

編集グループ構成員：姜 力 宋志強 陳越良 閻青春 王紹忠

陸 穎 張愷悌 徐秀玲 劉 健 紀占国

王 輝 張曉峰 陳 剛 伍小蘭 董彭滔

羅曉暉 王莉莉 曲嘉瑤

主 な 起 草 者：陳 剛 伍小蘭 董彭滔 羅曉暉 王莉莉

曲嘉瑤 杜 山

目 次

第1章 総 則	(7)
第2章 建設規模及びプロジェクト構成	(9)
第3章 用地選択及び配置計画	(10)
第4章 建築物の面積指標	(11)
第5章 建築基準	(12)
第6章 建築設備と室内環境	(14)
第7章 基本設備	(15)
付録1 養護老人ホームの建築物詳細表	(16)
付録2 養護老人ホームの主な用語説明	(18)
付録3 養護老人ホームの基本設備詳細表	(20)
本建設基準の用語説明	(21)
付属文書 養護老人ホームの建設基準の条文説明	(23)

第1章 総 則

第1条 全国の養護老人ホームの建設を強化ならびに規範化し、工事プロジェクトの方策と建設管理レベルを向上し、投資効果を十分に発揮させ、中国の高齢者介護サービス事業の発展を推進するため、「中華人民共和国高齢者權益保障法」に基づき本建設基準を制定する。

第2条 本建設基準は養護老人ホーム建設プロジェクトの方策決定サービスと、養護老人ホームの建設レベルを合理的に決定するための全国統一の基準であり、養護老人ホームプロジェクトの事業計画、事業可能性調査報告書の作成、評価、審査認可の重要な根拠であり、また関係部門が工事の予備設計を審査し、建設の全過程を督促、検査する尺度でもある。

第3条 本建設基準は養護老人ホームの新規建設、改築と拡張工事に適用する。

本建設基準で言う養護老人ホームとは、自立生活能力喪失高齢者に生活ケア、保健医療、リハビリテーション・娯楽、ソーシャルワークなどのサービスを提供する専門介護施設を指す。

老人ホーム、高齢者マンション、農村養老院、社会福祉施設、光荣院（訳注：軍人家族養老施設）、榮譽軍人リハビリ病院などの機関の関連施設の建設は、本建設基準の関連規定を参照して実施することができる。

第4条 養護老人ホームの建設は必ず国の経済建設の方針と政策を遵守し、関連する法律・法規に適合し、中国の国情から出発し、現状に立脚し、発展に配慮し、地元の状況に応じた措置を採り、建設レベルを合理的に確定しなければならない。

第5条 養護老人ホームの建設は自立生活能力喪失高齢者への専門介護施設の特色を十分に体现し、人間本位を貫き、自立生活能力喪失高齢者の生活ケア、保健・リハビリテーション、精神的な慰安、終末期ケアなどの面の基本的ニーズを満たし、科学的、合理的、適用性を結合するという原則に従い、完備した施設、万全な機能、合理的な配置、経済性を達成しなければならない。

第6条 養護老人ホームの建設は社会と経済の発展レベルに適応し、また国民経済と社会発展の計画に組み込み、統一的に配置し、政府の資金投入を確保し、その建設用地は都市計画に組み込まれなければならない。

第7条 養護老人ホームの建設は社会公共サービスとその他の社会福祉施設を十分に利用し、リソースの統合と共有を強調しなければならない。建設の中では統一的な計画を行い、一回あるいは期間を分割して実施し、国の省エネルギー・排出削減の要請を体現する。

第8条 養護老人ホームの建設は本建設基準に適合しなければならないだけでなく、さらに国の現行の関連基準、規定量の規定に適合しなければならない。

第2章 建設規模及びプロジェクト構成

第9条 養護老人ホームの建設規模は所在都市の常住高齢者人口数に基づき、また地元の経済発展レベルと機関の高齢者介護サービスの需要などの要素と結びつけて総合的に確定し、高齢者人口1千人あたりの介護療養病床数は19-23床として見積もらなければならない。

第10条 養護老人ホームの建設規模は、病床数により500床、400床、300床、200床、100床の5つのタイプに分類する。規模が500床以上のものは地点を分けて設置すべきである。

第11条 養護老人ホームの建設内容には、建築物及び建築設備、敷地、基本設備が含まれる。

第12条 養護老人ホームの建築物には高齢者用建築物、管理事務用建築物と附属建築物が含まれる。そのうち高齢者用建築物には高齢者入居サービス、生活、ヘルスケア、リハビリテーション、娯楽、ソーシャルワーク・スペースを含む。

養護老人ホームの各種建築物の詳細は付録1を参照。

第13条 養護老人ホームの敷地には屋外活動場、駐車場、衣類乾燥場などを含む。

第3章 用地選択及び配置計画

第14条 新たに建設する養護老人ホームの用地選択は都市計画の要件に適合し、以下の条件を満たさなければならない。

1. 地形は平坦で、地質工学と水文地質の条件が比較的良く、自然災害の発生しやすい地域は避ける。
2. 交通の便が良く、電力供給、給排水、通信などの都市行政インフラの条件が比較的良い。
3. 周辺の生活、医療などの社会公共サービス施設の利用に便利である。
4. 商業繁華街、公共娯楽施設を避け、大騒音や汚染源からの保護距離が安全衛生規定に適合する。

第15条 養護老人ホームは自立生活能力喪失高齢者の特徴と各種施設の機能要件に基づき、全体的な配置を行い、合理的に区画しなければならない。高齢者用建築物の向きと間隔は、日照の要件を十分に考慮しなければならない。

第16条 養護老人ホームの建設用地には建築、緑化、屋外活動、駐車、衣類乾燥などの用地が含まれ、また建設要件と用地節約の原則に基づき用地面積を確定し、建蔽率は30%を上回ってはならず、容積率は0.8を上回るべきではない。緑地率と駐車場の用地面積は地元の都市計画要件を下回ってはならない。屋外活動、衣類乾燥などの用地は400-600m²を下回ってはならない。

第17条 養護老人ホームの高齢者生活用建築物はヘルスケア、リハビリテーション、娯楽、ソーシャルワーク・サービスなどの施設と接続し、単独エリアを形成するべきである。また生活能力を喪失した高齢者のためにサービスを提供しやすく、管理しやすいという原則に基づき、介護ユニットを設置しなければならない。それぞれの介護ユニットの病床数は50床が適切である。

第 4 章 建築物の面積指標

第 18 条 養護老人ホームの建築物の面積指標は、病床数ごとに占める建築物面積により確定しなければならない。

第 19 条 500 床、400 床、300 床、200 床、100 床の 5 つのタイプの養護老人ホームの総合建築面積指標はそれぞれ 42.5m²/床、43.5m²/床、44.5m²/床、46.5m²/床、50.0m²/床でなければならない。そのうち高齢者の居住サービス、生活、ヘルスケア、リハビリテーション、娯楽、ソーシャルワークに使用する部屋が占める比率は建築総面積の 75%を下回ってはならない。

第 20 条 養護老人ホームの各種のスペースの使用面積指標は表 1 を参照し確定する。

表 1 養護老人ホームの各種スペースの使用面積指標表 (m²/床)

建築物のタイプ		使用面積指標				
		500 床	400 床	300 床	200 床	100 床
高齢者用建築物	居住サービス・スペース	0.26	0.32	0.34	0.50	0.78
	生活スペース	17.16	17.16	17.16	17.16	17.16
	ヘルスケア・スペース	1.23	1.35	1.47	1.68	1.93
	リハビリテーション・スペース	0.57	0.63	0.72	0.84	1.20
	娯楽スペース	0.77	0.81	0.84	1.02	1.20
	ソーシャルワーク・スペース	1.48	1.50	1.54	1.56	1.62
管理事務用建築物		0.83	0.94	1.07	1.30	1.45
付属建築物		3.57	3.81	3.97	4.34	5.19
合計		25.87	26.52	27.11	28.40	30.53

注：1. 高齢者用建築物、その他の建築物（管理事務及び付属建築物を含む）の平均使用面積係数はそれぞれ 0.60 と 0.65 で計算。

2. 建設規模が 100 床に満たない場合は 100 床の養護老人ホームの面積指標を参照して実施。

第5章 建築基準

第21条 養護老人ホームの建築基準は自立生活能力喪失高齢者の心身の特徴と安全、衛生、経済性、環境保護の要件に基づき合理的に確定し、また自立生活能力喪失高齢者の介護水準を次第に向上させる先見性を備え、拡張と改良の余地を残しておかなければならない。

第22条 養護老人ホームの建築設計は高齢者向けの建築設計、都市の道路や建築物のバリアフリー設計、公共建築の省エネルギー設計などの規範、基準の関連規定に適合しなければならない。

第23条 養護老人ホームの外周には透過式のフェンスを設置し、フェンスの形式は立地環境及び道路の風格と調和させるべきである。

第24条 養護老人ホームの建築物は鉄筋コンクリート構造を採用すべきである。高齢者スペースの耐震強度は重点防備クラスでなければならない。

第25条 養護老人ホームは国の建築設計防火基準関連の規定に適合しなければならず、その建築耐火等級は2級を下回ってはならない。

第26条 養護老人ホームの高齢者用建築物は低層と多層を主とし、垂直方向の移動のために少なくとも1台の医療用エレベーターあるいはバリアフリー専用傾斜路を設置しなければならない。

第27条 養護老人ホームの高齢者居室は自立生活能力喪失高齢者の能力喪失の程度と介護の等級により区別して設置し、各室は4人を超えるべきでなく、またベランダを設置すべきである。高齢者居室の室内通路とベッド間の距離は車椅子と可動式ベッドの出入り及び日常ケアのニーズを満たさなければならない。

第28条 養護老人ホームの高齢者居室には衣服収納のスペースがなければならず、また室内にトイレを設置すべきで、トイレの床面は洗浄し易く、水が浸み込まず、滑らないという要件を満たさなければならない。

第 29 条 養護老人ホームの高齢者居室のドアの正味幅は 110cm を下回ってはならず、トイレと浴室のドアの正味幅は 90cm を下回ってはならない。高齢者生活区の通路の正味幅は 240cm を下回ってはならない。

第 30 条 養護老人ホームの高齢者居室にはインターホン、酸素供給システムを設置し、またスポットライトとプライバシー・カーテンを取り付けるべきである。

第 31 条 養護老人ホームの建築外観は暖かみのある色調とし、シンプルで上品、自然との調和、表示の統一を達成しなければならない。内装は高齢者向けの建築設計基準の関連規定に適合し、管理事務用建築物は「党・政府機関の事務用建築物建設基準」の中級内装レベルを超えてはならない。

第 32 条 養護老人ホームの洗濯室の内部設備は消毒、洗浄、陰干し（熱風乾燥）などのプロセスと上・下水分流の要件に適合し、必要な室内乾燥場所を設置しなければならない。

第 33 条 調理、消毒、トイレと浴室、洗浄など蒸気の溢出と結露のあるスペースは、堅固で耐久性が高く、汚れが付き難く清掃しやすい材料で天井までを内装し、また排気・排水装置を設置しなければならない。

第6章 建築設備と室内環境

第34条 養護老人ホームの建築設備には電力供給、給排水、暖房と通風、セキュリティ、通信、消防、インターネット設備などが含まれる。

第35条 養護老人ホームの電力供給施設は照明と設備のニーズを満たさなければならず、2回線の電力供給を採用すべきで、1回線でしか電力供給できない場合は自家発電装置を準備しなければならない。使用する照明器具及びその照度は高齢者の特徴と機能要件に基づき設置しなければならない。

第36条 養護老人ホームは都市給水システムを採用すべきであるが、もし自家水源の場合は国の現行基準に適合しなければならない。生活污水は下水道収集を採用し、都市行政の下水道網に排出しなければならない。都市行政の下水道網がない場合は、環境保護部門の要件及び関連基準に基づき排水システムを設計しなければならない。

第37条 養護老人ホームの高齢者生活スペースには給湯システムが備えられ、洗浄、シャワー施設がなければならない。

第38条 厳寒、寒冷、夏は暑く冬は寒い地域の養護老人ホームは暖房設備を採用しなければならない。高齢者居室には床暖房を採用すべきである。最も暑い月の平均室外気温が25℃以上の地域の高齢者用建築物には、空調設備を設置しなければならない。

第39条 養護老人ホームの高齢者用建築物は良好な通風と採光の条件を保証し、窓面積比率は1:6を下回ってはならず、また十分な日照時間を保証しなければならない。

第40条 養護老人ホームはインターネット・サービス、情報化管理及び映像放送のニーズに基づき、回線を敷設し、コネクタを事前設置しなければならない。

第7章 基本設備

第41条 養護老人ホームの基本設備の配置は自立生活能力を失った高齢者の生活ケア、保健とリハビリテーション、精神的な慰安の面での基本的なニーズ及び管理の要件に基づき、建設規模に応じてタイプ別に配置しなければならない。

第42条 養護老人ホームの基本設備には、生活介護、医療、リハビリテーション、セキュリティの設備と必要な車輛などが含まれる。

第43条 養護老人ホームは介護ベッド、エアベッド、入浴専用ベッド・チェア、電熱保温食事運搬カートなどの生活介護設備を配備しなければならない。

第44条 養護老人ホームは規模の違いに応じて、相応の心電図機、超音波検査機、救急用ベッド、酸素ボンベ、痰吸引器、滅菌キャビネット、UVランプなどの医療設備を配備しなければならない。

第45条 養護老人ホームのリハビリテーション設備には物理療法と作業療法の設備が含まれなければならない。

第46条 養護老人ホームはモニタリング、位置測定、インターホン、コンピュータ及びインターネット、映像撮影及び録画設備を配備しなければならない。

第47条 養護老人ホームの交通器具には高齢者送迎車、物品輸送車などが含まれなければならない。

第48条 各タイプの養護老人ホームの基本設備の詳細は付録3を参照。

付録1 養護老人ホームの建築物使用詳細表

機能スペース		項目と構成	500 床	400 床	300 床	200 床	100 床	備 考
高 齢 者 用 建 築 物	入居サ ービ ス・ス ペ ース	サービスフロ ント	✓	✓	✓	✓	✓	
		入居登録室	✓	✓	✓	✓	✓	
		健康評価室	✓	✓	✓	✓	✓	
		総当直室	✓	✓	✓	✓	✓	モニタリング室を含 む
	生活ス ペ ース	居室	✓	✓	✓	✓	✓	トイレを含む
		浴室	✓	✓	✓	✓	✓	更衣室を含む
		配膳室	✓	✓	✓	✓	✓	
		介護区食堂	✓	✓	✓	✓	✓	公共活動室兼用
		面会談話室	✓	✓	✓	✓	✓	
		家族居室	✓	✓	✓	✓	✓	
		介護職員当直 室	✓	✓	✓	✓	✓	
	医療保 健ス ペ ース	診療室	✓	✓	✓	✓	✓	
		検査室	✓	✓	✓	✓		
		心電図室	✓	✓	✓	✓		
		超音波検査室	✓	✓				
		集中治療室	✓	✓	✓	✓	✓	
		薬局	✓	✓	✓	✓	✓	
		消毒室	✓	✓	✓	✓	✓	
		終末期ケア室	✓	✓	✓	✓	✓	
	リハビ リテ ー シ ョ ン・ス ペ ース	物理療法室	✓	✓	✓	✓	✓	
		作業療法室	✓	✓	✓	✓	✓	
	娯楽ス ペ ース	閲覧室	✓	✓	✓	✓	✓	
		書画室	✓	✓	✓	✓	✓	
		マーじゃん室	✓	✓	✓	✓	✓	
インターネット 室		✓	✓	✓	✓	✓		
							医師事務室と看護師 作業室を含む	

	ソーシャルワークスペース	カウンセリング室	✓	✓	✓	✓	✓	
		ソーシャルワーク室	✓	✓	✓	✓	✓	
		多機能ホール	✓	✓	✓	✓	✓	
機能スペース	項目と構成	500床	400床	300床	200床	100床	備考	
管理事務用建築物	事務室	✓	✓	✓	✓	✓		
	会議室	✓	✓	✓	✓	✓		
	応接室	✓	✓	✓	✓			
	財務室	✓	✓	✓	✓	✓		
	文書保管室	✓	✓	✓	✓	✓		
	印刷室	✓	✓	✓	✓			
	情報室	✓	✓	✓	✓	✓		
	研修室	✓	✓	✓	✓	✓		
付属建築物	警備室	✓	✓	✓	✓	✓		
	食堂	✓	✓	✓	✓	✓	高齢者厨房、職員厨房と職員食堂を含む	
	職員浴室	✓	✓	✓	✓	✓		
	理髪室	✓	✓	✓	✓	✓		
	洗濯室	✓	✓	✓	✓	✓	消毒、天日乾燥、熱風乾燥室と修繕作業場、室内乾燥場所などを含む	
	倉庫	✓	✓	✓	✓	✓	衣料品倉庫、器材庫、生活用品庫、雑品倉庫などを含む	
	車庫	✓	✓	✓	✓	✓		
	共用トイレ	✓	✓	✓	✓	✓		
	設備スペース	✓	✓	✓	✓	✓	配電室、ボイラー室、酸素供給室、エレベーター機械室、通信機械室、空調機械室などを含む	

注：✓表示は具備しなければならない。

付録2 養護老人ホームの主な用語の説明

自立生活能力喪失高齢者: 少なくとも一項目の日常生活の自立活動（一般には食事、衣服着用、入浴、用便、ベッドの乗り降り、室内歩行の6項目を含む）を自分で独立してやり遂げることのできない高齢者。日常生活における自立生活能力の喪失の程度により、軽度、中度、重度の能力喪失という3種類のタイプに分けられる。

サービフロント: 高齢者及びその他の人々の来訪相談、あるいは入退所手続き時の待合、休憩に供し、資料展示を行う場所。

入所登録室: 高齢者のために入退所手続きを行い、情報を提供するスペース。

健康評価室: 高齢者が養護ホームに入居する際に、その高齢者に対して基本的な健康診断とニーズの評価を行うスペース。

配膳室: 入居する自立生活能力喪失高齢者のために介護職員が食物の配膳、加熱、切り分けなどをするために供されるスペース。

介護区食堂: 入居する自立生活能力喪失高齢者の介護区内での食事と活動に供される場所。

面会談話室: 入居する自立生活能力喪失高齢者の談話と休憩及び親族や友人との面会のために供される場所。

家族居室: 入居する自立生活能力喪失高齢者と見舞いに訪問した親族の短期居住に供され、一家団樂の楽しみを共有するスペース。

物理療法室: 職員が入居する自立生活能力喪失高齢者に対して行う運動治療、手技療法、機器治療などの方法による機能リハビリテーションに供されるスペース。

作業療法室: 職員が入居する自立生活能力喪失高齢者に対して行う、目的を持ち、選択を経た作業活動を主な治療手段とする機能リハビリテーションに供されるスペース。

インターネット室: 入居する自立生活能力喪失高齢者がインターネットでの娯樂のため、及びインターネットを通じて親族と会話するためのスペース。

カウンセリング室 入居する自立生活能力喪失高齢者に対してカウンセリングと指導を行うスペース。

ソーシャルワーク室 ボランティアが来所し、入居する自立生活能力喪失高齢者のためにサービス活動を行う場合に、活動と休憩に供されるスペース。

研修室 施設内外の介護職員に対して業務研修を行うスペース。

介護ユニット 養護老人ホームが介護の職能を果たし、介護の質を保証するために必要な設定であり、介護ユニット内には高齢者居室、食堂、浴室、面会談話ホール、インターネット室、カウンセリング室、介護職員当直室、看護師作業室などのスペースがなければならない。

付録3 養護老人ホームの基本設備詳細表

項 目		500 床	400 床	300 床	200 床	100 床
生活介護設 備	介護ベッド	✓	✓	✓	✓	✓
	エアベッド	✓	✓	✓	✓	✓
	入浴専用ベッド・チェアー	✓	✓	✓	✓	✓
	電熱保温食事運搬カート	✓	✓	✓	✓	✓
医療設備	心電図機	✓	✓	✓	✓	
	超音波検査機	✓	✓			
	救急用ベッド	✓	✓	✓	✓	✓
	酸素ボンベ	✓	✓	✓	✓	✓
	痰吸引器	✓	✓	✓	✓	✓
	滅菌キャビネット	✓	✓	✓	✓	✓
	UV ランプ	✓	✓	✓	✓	✓
リハビリテ ーション設 備	物理療法設備	✓	✓	✓	✓	✓
	作業療法設備	✓	✓	✓	✓	✓
セキュリテ ィ設備	モニタリング設備	✓	✓	✓	✓	✓
	位置測定設備	✓	✓	✓	✓	✓
	呼び出し設備	✓	✓	✓	✓	✓
	コンピュータ及び インターネット設備	✓	✓	✓	✓	✓
	映像撮影・録画設備	✓	✓	✓	✓	✓
車輛	高齢者送迎車	✓	✓	✓	✓	✓
	物品輸送車	✓	✓	✓	✓	✓

注：✓表示は具備しなければならない物。

本建設基準の用語説明

1. 本建設基準の条文実施時の区別と対応に便利のように、要件の厳格さが異なる用語について以下のように説明する。
 - 1) 非常に厳格で、必ずそうしなければならないことを表示する用語。
肯定語には「必ず…する」を採用し、否定語には「…を厳禁する」を採用する。
 - 2) 表示が厳格で、通常の下況下ではいずれもそうしなければならないということを表示する用語。
肯定語には「…しなければならない」を採用し、否定語には「…すべきではない」あるいは「…してはならない」を採用する。
 - 3) いくらかの選択が許され、条件が許す場合は先ずそうすべきだということを表示する用語。
肯定語には「…すべきである」を採用し、否定語には「…すべきではない」を採用する。
 - 4) 選択があり、一定の条件下ではそのようにすることができるということを表示する用語は、「…できる」を採用する。
2. 本建設基準の中で他の関連基準、規範に基づき実施しなければならないことを明示する書き方は「……の規定に適合しなければならない」あるいは「……により実施しなければならない」である。

付 録

養護老人ホームの建設基準

条文の説明

目 次

第1章	総 則	(24)
第2章	建設規模及びプロジェクト構成	(27)
第3章	用地選択及び配置計画	(31)
第4章	建築物の面積指標	(32)
第5章	建築基準	(36)
第6章	建築設備と室内環境	(38)
第7章	基本設備	(39)

第1章 総 則

第1条 本条は本建設基準制定の目的と意義を明らかにしている。

養護老人ホームは入居する自立生活能力喪失高齢者に生活ケア、保健医療、レジャーと娯楽、ソーシャルワークなどのサービスを提供し、自立生活能力喪失高齢者の生活ケア、保健とリハビリテーション、精神的な慰安、終末期ケアなどの基本的ニーズを満たす専門的な介護施設である。養護老人ホームの建設強化は科学的発展観を実現し、社会の建設を推進し、人口の高齢化に積極的に対応し、政府の公共サービスの責任を強化する重要な措置であり、基本的な高齢者介護サービスシステム確立の重要な構成部分でもある。

中国は現在、急速な人口高齢化を経験しつつある。2020年に中国の高齢者人口は2億4800万人に、高齢化レベルは17.17%に達する。これにともない、高齢者人口における自立生活能力喪失高齢者数はますます多くなり、長期介護のニーズが急速に拡大している。中・低所得の自立生活能力喪失高齢者、特にそのうち重点優遇扶助対象、「三無」（労働能力、収入源、扶養者がいない）高齢者、及び最低生活保障の高齢者のみの世帯の高齢者は社会的弱者に属している。彼らに対する介護は長期的、総合的、専門的な事業で、家庭とコミュニティに単純に依存するだけでは、すでに彼らに適切で有効な介護サービスを受けさせることはできない。しがたって、養護老人ホームの建設はすでに一刻の猶予もできない課題である。

党中央と国務院は自立生活能力喪失高齢者の養護施設建設を非常に重視している。2005年以来、国務院の指導者たちは自立生活能力喪失高齢者の養護事業について幾度も重要な指示回答を行い、また愛心介護プロジェクトを「国民経済と社会発展の第11次五ヵ年計画綱要」に盛り込んだ。2007年、「中国共産党中央、国務院の人口と計画生育業務の全体的計画の全面的な強化と人口問題解決に関する決定」でも「『愛心介護プロジェクト』を積極的に模索、実施する」ことが改めて強調されている。2008年初め全国老齡工作委员会第10回全体会議で国務院の指導者は再び「事業に大きく力を入れ、プロジェクトをしっかりと立案し、実質的な進展を図らなければならない」と強調した。

養護老人ホームの新設と拡張の建設規模とレベルを合理的に確定し、関連施設を完備し、建築配置と設計を規範化するため、建設関連の基準を制定することが特に必要である。本建設基準の作成と実施を通じて、高齢者介護施設の建設をいっそう強化し、投資効果を向上し、自立生活能力喪失高齢者のためにより良いサービスを実現する。

第2条 本条は本建設基準の役割とその権威性を明らかにしている。

本建設基準は政府のプロジェクト建設の投資行動を規範化し、工事プロジェクトの科学的管理を強化し、投資規模と建設レベルを合理的に確定し、投資効果を十分に発揮するこ

とから出発し、プロジェクト建設基準作成の規定と手順に厳格に基づき、高度な調査研究を行い、実践経験を総括し、科学的な論証を行い、関連部門と専門家の意見を幅広く聴取する。同時に地域、経済の発展レベル、サービス対象数などの面の差異を配慮し、これを実情に合致させ、運用の便宜を図る。したがって本建設基準は、養護老人ホームのプロジェクト建設の全国的な統一基準である。

第3条 本条は建設基準の適用範囲を明らかにしている。

中国の高齢者介護施設は一般的に設備が貧弱で、自立生活能力喪失高齢者を対象とする専門の介護施設はさらに非常に少ないことから、自立生活能力喪失高齢者入居施設のニーズを満たすため、自立生活能力喪失高齢者に対するサービスを規範化し、新設あるいは既存の基礎に基づく改築、拡張を強化することが必要であるため、本建設基準でそれを規定する。各地の養護老人ホームの基礎施設建設についての認識を統一するため、本建設基準は主なサービス対象と基本的機能の観点から養護老人ホームの定義を明確にした。

異なるタイプの福祉施設のサービス対象のニーズには一定の共通性があることをふまえた上で、他の福祉施設の関連施設の建設でも本基準の関連規定を参照して実施することが可能であることを提起している。

第4条 本条は養護老人ホームの建設で必ず遵守しなければならない法律と法規を明らかにしている。

養護老人ホームは政府の投資プロジェクトとして、その建設は必ず国の経済建設の方針と政策を遵守し、関連する法律と法規に適合しなければならない。各地の経済発展レベル、高齢化レベル及び施設介護のニーズなどの面での差異をふまえ、建設においては各地の実情に応じた措置を講じ、養護老人ホームの建設レベルを合理的に確定しなければならない。

第5条 本条は養護老人ホーム建設の指針となる考え方、建設の原則と全体的な要件を明らかにしている。

これは養護老人ホームの事業の性質、役割と特徴に基づき提起されたものである。自立生活能力喪失高齢者のためにサービスを提供する専門的な介護施設として、養護老人ホームは社会・公共サービスを強化する重要な措置であるため、その建設は「人間本位」で、自立生活能力喪失高齢者の基本的ニーズを満たし、中国の現段階の経済発展レベルから出発しなければならない。したがって養護老人ホーム建設の全体的要件を、施設が完備し、機能が万全、配置が合理的、経済的に適切であることと確定している。

第6条 本条は養護老人ホーム建設の資金投入と建設用地の要件を明らかにしている。

自立生活能力喪失高齢者の養護施設建設は重要な社会・公益事業であるため、その建設は国民経済と社会発展の計画に組み入れ、統一的に計画し、政府の資金投入を確保しなければならない。その建設用地も地元の都市計画に組み入れなければならない。

第7条 本条は本建設基準実施の基本的要件を明確にしている。

自立生活能力喪失高齢者の長期介護は一つの系統的なプロジェクトであり、関連範囲が広く、必要な施設項目が多い。社会的リソースを十分に利用するため、養護老人ホームはできるだけ他の社会福祉施設とリソースの統合と共有を実施し、特に改築・拡張プロジェクトは既存施設を十分に利用しなければならない。入居する自立生活能力喪失高齢者に対する医療衛生の保障については、公共衛生医療機関との相互連携を提唱し、不必要な重複建設を避けなければならない。同時に、各地の経済発展水準の差異をふまえて、養護老人ホームは一回で計画し、期間を分けて建設することができることも明確にしてる。省エネルギー・排出削減は国策の一つとして、本建設基準もこれについて強調している。

第8条 本条は本建設基準と現行の他の関連基準、規定量との関係を明らかにしている。

第2章 建設規模及びプロジェクト構成

第9条 本条は養護老人ホームの建設規模確定の根拠及びその管理の幅を明らかにしている。

養護老人ホームの建設規模すなわち病床数の確定は必ず所在都市の常住高齢者数及び増加動向、経済発展のレベル、施設介護サービスのニーズなどの要素を総合的に考慮しなければならない。建設規模を管理するため、本建設基準は高齢者人口1千人あたりに配置すべき介護療養病床数を明らかにしている。具体的な試算プロセスは以下の通りである。

1. 中国の社会福祉事業の発展は従来のような救済型福祉（主に「三無」（労働能力、収入源、扶養者がない）者向け）から、適度な包括的福祉に転換しつつある。党の第16期中央委員会第6回全体会議（6中全会）は「高齢者扶助、障害者支援、孤児救済、貧困救援を重点とする社会福祉事業の発展を加速する」ことを打ち出した。本建設基準で政府が投資した都市養護老人ホーム建設規模の全国平均レベルを試算した際のターゲット層は都市の中・低所得者と低所得高齢者であった。近年の国家統計局のデータによると、都市部住民のうち、所得が平均レベルを下回る層、すなわち中・低所得者と低所得者は中国の都市部人口の60%を占めている。この比率に基づき中国の都市の中・低所得者と低所得高齢者の人口規模を推計することができ、次のようになる。

$$\text{ターゲット高齢者人口} = \text{高齢者人口総数} \times 0.6$$

2. 自立生活能力喪失率とサービス提供比は、養護老人ホーム建設規模の試算に必要な別の2つのパラメーターである。自立生活能力喪失率とは、高齢者人口の中で自立生活能力喪失高齢者の人口が占める比率である。2004年の国家統計局の全国人口抽出調査では特に高齢者の自立生活能力について調査を行ったが、データによると都市の高齢者人口の自立生活能力喪失率は6.9%であった。

サービス提供比とは、入居に供給可能な病床数と自立生活能力喪失高齢者人口の比率である。現在、中国の自立生活能力喪失高齢者が施設介護サービスを得られる比率は非常に低く、大・中都市の高齢者介護施設で自立生活能力喪失高齢者向けの介護療養病床を確保するのは非常に困難である状況が際立っている。大・中都市の中・低所得及び低所得の自立生活能力喪失高齢者の日増しに拡大する施設入居ニーズを満たすため、基本的な高齢者介護サービスシステムの確立を推進し、政府の牽引と主導の役割を発揮し、関連文書の主旨及び実際の調査研究状況に基づき、サービス提供比を50%と定める。

3. 上述の分析を総合し、中国の高齢者人口1千人あたりに設置すべき介護療養病床数が求められる。その計算公式は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{高齢者人口} & \quad \text{ターゲット高齢者人口} \times \text{自立能力喪失率} \times \text{サービス提供比} \\ \text{千人あたり提供} & = \frac{\text{-----}}{\text{高齢者人口総数}} \times 1000 \\ \text{病床数} & \\ & = 0.6 \times \text{自立能力喪失率} \times \text{サービス提供比} \times 1000 \\ & = 0.6 \times 0.069 \times 0.5 \times 1000 \\ & = 20.7 \end{aligned}$$

したがって、全国平均レベルから見ると、政府投資の都市養護老人ホームの建設規模は高齢者人口1千人あたり介護療養病床数21床で試算すべきである。各地の差異を考慮し、この基準の上下10%の変動を許容して、本基準では政府投資の都市養護老人ホームの建設規模は高齢者人口1千人あたり19-23床の病床数で試算を行うよう提案している。この指標は中国の国情に適合するだけでなく、一定期間内の社会情勢発展のニーズを基本的に満たすことができ、十分な調査研究を経た適切で合理的なものである。

第10条 本条は養護老人ホームの規模分類を明確にしている。

自立生活能力喪失高齢者の介護施設は必ず相応の施設を具備しなければならず、そうしてはじめて各種サービスを実施することができる。リソース配置のスケールメリットを十分に発揮するため、本建設基準は100床を養護ホームの最低建設規模とした。同時に、サービスの質確保と管理上の便宜に基づき、建設規模が500床以上のものは地点を分けて設置すべきであることを打ち出した。建設規模を500床、400床、300床、200床、100床の5タイプに分けたのは規模の異なる養護老人ホームの施設配置の要件が異なることを鑑みたためであり、分類は異なる規模の養護老人ホームの建設レベルの合理的な確定に役立つ。本建設基準の中の建設規模の病床数とは高齢者居室内に設置する病床数のみを指し、ヘルスケアなどのスペースに設置される少数の特殊用途のベッドは含まない。

第11条 本条は養護老人ホーム建設工事の主な構成部分を明らかにしている。

建築物と敷地は自立生活能力喪失高齢者の日常生活に必要なスペースであり、建築設備と基本設備は日常の介護業務の順調な遂行を保障する必要条件である。四者はお互いに補完し合い、どれも欠けてはならない。

第12条 本条は養護老人ホームの建築物の基本項目を明らかにしている。

自立生活能力喪失高齢者には生活ケア、保健及びリハビリテーション、精神的な慰安な

ど多方面のニーズがある。民政部の「高齢者社会福祉施設の基本規範」の関連規定に基づき、各地の養護老人ホームの機能スペース設置の実情を参照し、本条は養護老人ホームの建築物の基本項目には、高齢者スペース（入居サービス、生活、ヘルスケア、リハビリテーション、娯楽、ソーシャルワーク用スペース）、管理事務スペースと付属スペースを含むことを明らかにした。

高齢者入居サービス・スペースの設置は、主に高齢者及びその家族向けのインフォメーション、待ち合い、入退所手続きのニーズを満たすためである。

高齢者生活スペースは、入居した自立生活能力喪失高齢者に日常生活のケアを提供する基本スペースである。そのうち面会談話ホールの設置は家庭的な雰囲気づくりに役立ち、入居した自立生活能力喪失高齢者の集まりや談話、家族や友人との面会のために提供する場所で、その日常的な心の交流と社会的交際のニーズを満たす。家族居室の設置は入居した自立生活能力喪失高齢者と訪問した子女が短期間居住し、家族愛を感じるニーズを満たすためである。

自立生活能力喪失高齢者は一般的に高齢で身体が弱く、慢性疾患のリスクが高い集団である。したがって養護老人ホームは急病とその他の緊急事態の応急処置能力以外に、一般的な医療看護とヘルスケアサービスを提供する能力を備えていなければならない。本建設基準は建設規模により、養護老人ホームのヘルスケア・スペースに対してタイプ別の配置を行っている。

高齢者リハビリテーション・スペースは物理療法室と作業療法室を含まなければならない。民政部の「高齢者社会福祉施設の基本規範」は高齢者社会福祉施設に「高齢者の使用に適したトレーニング、リハビリテーション機器と設備を配置したりハビリテーション室とトレーニング・スペースがある」ことを求めている。物理療法と作業療法は、高齢者福祉施設が自立生活能力喪失高齢者を支援しリハビリテーション訓練を行うための最も基本的な2種類の手段である。これらのリハビリテーション方法の治療を通じて自立生活能力喪失高齢者の機能の改善や、障害及び寝たきりとアルツハイマー病の発生を減少できる。

高齢者娯楽スペースには図書閲覧室、書画室などを含む。適切な娯楽活動は入居した自立生活能力喪失高齢者の孤独感と心理的障害を解消し、彼らの心身の健康を促進し、彼らのクオリティ・オブ・ライフを向上する。これは民政部の「高齢者社会福祉施設の基本規範」の要件に基づき提唱されたものである。

高齢者ソーシャルワーク・スペースにはソーシャルワーク室、カウンセリング室と多機能ホールを含む。ソーシャルワークは社会福祉施設サービスの不可欠の一部分である。民政部の「高齢者社会福祉施設の基本規範」では、高齢者社会福祉施設にソーシャルワーカーを配置しなければならないと規定している。これはソーシャルワーカー及びボランティアが入居する自立生活能力喪失高齢者に心理カウンセリングやケースワーク、グループ活

動などの業務を実施する上でのニーズを満たすのにふさわしいスペースを設置することを求めている。多機能ホールの設置は高齢者の集団活動実施のニーズを満たすと同時に、職員に集団活動の場所を提供することもできる。

第 13 条 本条は養護老人ホームに設置しなければならない場所を明確にしている。

入居する自立生活能力喪失高齢者の心身の健康に役立ち、彼らが適度な屋外活動を行うのに便利なように、また良好な雰囲気と環境を具えるために、必要な屋外活動の場所と緑地を設置しなければならない。

第3章 用地選択及び配置計画

第14条 本条は養護老人ホームの用地選択要件を明らかにしている。

養護老人ホームの性質、役割、サービス対象の特徴に基づき、本条は養護老人ホーム新設プロジェクトの用地選択時において、総合的に考慮しなければならない地質工学と水文地質、都市行政の条件、周辺環境などの要素を規定している。

第15条 本条は養護老人ホームの全体的な配置の原則を明らかにしている。

第16条 本条は養護老人ホーム建設用地の原則的要件と適用指標を明確にしている。

養護老人ホームの建築用地の内容は、養護老人ホームの実際の事業ニーズに基づき提起されたものである。用地指標を管理するため、本建設基準は「都市部高齢者施設の計画規範」GB 50437を参照して建蔽率と容積率を確定した。養護老人ホームの屋外活動、衣服天日乾燥場所の面積は、異なる規模の養護老人ホームにおける実際に必要な面積の試算に基づき、また実際の調査研究データを参考に確定したものである。

第17条 本条は養護老人ホームの高齢者スペースの配置要件を明確にしている。

自立生活能力喪失高齢者の居住、ヘルスケア、リハビリテーション、娯楽、ソーシャルワーク用スペースが比較的集中・連続し、独立のエリアを形成しているのは、サービスに便利であると同時に高齢者が静かで秩序ある生活ができるよう保証するためである。介護ユニットを分けて設置しているのは、サービスの効率とサービスの質を向上し、職員と高齢者の相互の働きかけと信頼を増進し、また入居する自立生活能力喪失高齢者の様々な特徴とニーズに基づきタイプ別のサービスを行うために役立つようにするためである。現在の中国の病院の看護ユニットあたりの病床数を参照し、養護老人ホームの一つの介護ユニットが設置すべき病床数について規定している。

第4章 建築物の面積指標

第18条 本条は養護老人ホームの建築物の面積指標の確定方法を明確にしている。

第19条 本条は異なるタイプの養護老人ホームの建築物総合建築面積指標についてそれぞれ規定している。

異なるタイプの養護老人ホームの建築物総合建築面積指標は、各種スペースの機能要件に基づき、実際に必要な面積について試算を行い、また近年新設された高齢者養護施設の建築物面積の実際の水準を参照して確定したものである。高齢者が直接使用するスペース面積が占める比率を規定したのは、高齢者の使用スペースのニーズを確保し、管理事務などの使用スペースの面積を無闇に拡大することを防止するためである。

第20条 本条は養護老人ホームの各種スペースの使用面積指標を明確にしている。

本建設基準では民政部、全国高齢工作委員会弁公室などの関連公文書の要件に基づき、関連する建設基準や工事技術基準を参照し、また調査研究データを加味して、500床、400床、300床、200床、100床の養護老人ホームの各種スペースの使用面積指標をそれぞれ試算し、足し合わせて5タイプの養護老人ホームの建築物総合使用面積指標を算出している。各種スペースの使用面積指標試算表は付表1～付表8を参照。

付表1 入居サービス・スペースの使用面積指標試算表 (m²/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
サービスフロント	0.10	0.12	0.12	0.18	0.30
入所登録室	0.04	0.05	0.06	0.08	0.12
健康評価室	0.07	0.09	0.08	0.12	0.18
総当直室	0.05	0.06	0.08	0.12	0.18
合計	0.26	0.32	0.34	0.50	0.78

付表2 生活スペースの使用面積指標試算表 (㎡/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
居室	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4
浴室	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38
配膳室	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
介護区食堂(兼公共活動室)	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74
面会談話室	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74
家族居室	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38
介護員当直室	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
合計	17.16	17.16	17.16	17.16	17.16

付表3 ヘルスケア・スペースの使用面積指標試算表 (㎡/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
診療室	0.05	0.06	0.08	0.12	0.24
検査室	0.04	0.05	0.06	0.09	単独設置なし
心電図室	0.02	0.03	0.04	0.06	単独設置なし
超音波検査室	0.02	0.03	単独設置なし	単独設置なし	単独設置なし
集中治療室	0.10	0.12	0.16	0.18	0.24
薬局	0.05	0.06	0.06	0.09	0.15
消毒室	0.03	0.04	0.05	0.08	0.12
終末期ケア室	0.14	0.18	0.20	0.24	0.32
医師事務室	0.16	0.16	0.20	0.20	0.24
看護師作業室	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
合計	1.23	1.35	1.47	1.68	1.93

付表4 リハビリテーション・スペースの使用面積指標試算表 (㎡/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
物理療法室	0.43	0.45	0.48	0.54	0.84
作業療法室	0.14	0.18	0.24	0.30	0.36
合計	0.57	0.63	0.72	0.84	1.20

付表5 娯楽スペースの使用面積指標試算表 (m²/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
閲覧室	0.10	0.12	0.12	0.18	0.24
書画室	0.07	0.09	0.08	0.12	0.24
マージャン室	0.12	0.12	0.16	0.24	0.24
インターネット室	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
合計	0.77	0.81	0.84	1.02	1.20

付表6 ソーシャルワーク・スペースの使用面積指標試算表 (m²/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
カウンセリング室	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48
ソーシャルワーク室	0.10	0.12	0.16	0.18	0.24
多機能ホール	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
合計	1.48	1.50	1.54	1.56	1.62

付表7 管理事務スペースの使用面積指標試算表 (m²/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500床	400床	300床	200床	100床
事務室	0.34	0.34	0.40	0.40	0.40
会議室	0.14	0.15	0.18	0.18	0.24
応接室	0.07	0.09	0.08	0.12	単独設置なし
財務室	0.03	0.04	0.05	0.08	0.15
文書保管室	0.04	0.05	0.05	0.08	0.18
印刷室	0.03	0.04	0.05	0.08	単独設置なし
情報室	0.04	0.05	0.06	0.09	0.12
研修室	0.14	0.18	0.20	0.27	0.36
合計	0.83	0.94	1.07	1.30	1.45

付表 8 付属スペースの使用面積指標試算表 (m²/床)

スペース名称	使用面積指標				
	500 床	400 床	300 床	200 床	100 床
警備室	0.03	0.04	0.05	0.08	0.12
食堂	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
職員浴室	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
理髪室	0.05	0.06	0.06	0.09	0.15
洗濯室	0.58	0.65	0.76	0.90	1.20
倉庫	0.67	0.72	0.72	0.72	0.78
車庫	0.10	0.12	0.16	0.24	0.48
共用トイレ	0.39	0.40	0.40	0.43	0.46
設備スペース	0.29	0.36	0.36	0.42	0.54
合計	3.57	3.81	3.97	4.34	5.19

それぞれの介護ユニットに介護区食堂（兼公共活動室）を設けるのは高齢者が自分で食事を摂る、あるいは集団で食事を摂ることを奨励するため、また高齢者の日常活動と交流の場所にすることができる。介護ユニットの 80% の高齢者が食堂で食事を摂るとして試算すると、1 人あたり使用面積は 0.93m²で、「飲食建築設計基準」JGJ64 にある食事をする人 1 人あたり使用面積指標 0.85m²という規定を上回るが、これは自立生活能力喪失高齢者の一部が車椅子で食事をするのに必要な面積が大きいためである。介護ユニットの病床数 50 床で計算すると、養護老人ホームの介護区食堂の 1 病床あたり使用面積指標は 0.74m²/床となる。

養護老人ホームの高齢者スペース使用面積係数は、現在の新設プロジェクトの高齢者スペースについての調査研究データと介護ユニットの平面配置図に基づき試算算出した。「党・政府機関の事務用建築物建設基準」などの関連基準の規定と実際のスペース面積についての試算を参照し、養護老人ホームの管理事務及び付属スペースの平均使用面積係数を 0.65 と確定した。

第5章 建築基準

第21条 本条は養護老人ホームの建築設計が遵守しなければならない原則を明確にしている。

中国の経済レベルと社会事業の不断の向上と発展、自立生活能力喪失高齢者の介護事業の相応の進歩と強化も考慮し、本建設基準は養護老人ホームの建築設計の面における先見性の必要と、拡張と改造面での便宜を要求している。

第22条 本条は養護老人ホームの建築設計が関連の建築基準と規範に適合しなければならないことを明確にしている。

養護老人ホームの建築は高齢者居住建築に属し、しかも自立生活能力喪失高齢者の介護ニーズを満たさなければならない。したがって本建設基準では、養護老人ホームの建築設計は必ず高齢者向け建築などの方面の設計基準、規範の関連規定に適合しなければならないことを強調している。

第23条 本条は養護老人ホームの周囲のフェンスについての要件を提出している。

第24条 本条は養護老人ホームの建築物構造及び耐震強度についての要件を提出している。

養護老人ホームの高齢者スペースの人員密集度は比較的高く、また自立生活能力喪失高齢者は行動能力が低く自助力に劣る。そのため養護老人ホームの高齢者スペースの耐震強度は重点防備類としなければならない。

第25条 本条は養護老人ホームの建築耐火要件を明確にしている。

第26条 本条は養護老人ホームの建築階数及び垂直方向の移動についての要件を明らかにしている。

これは自立生活能力喪失高齢者の特徴と関連の設計基準に基づき提出したものである。

第27条 本条は養護老人ホームの高齢者居室設置の要件を明らかにしている。

自立生活能力喪失高齢者の介護サービスと管理の便宜のために、養護老人ホームの高齢者居室は自立生活能力喪失の程度が異なる高齢者の心身の特徴と介護ニーズに基づき設置しなければならない。調査研究に基づく、軽度の自立生活能力喪失高齢者は2人部屋の居住が適し、中・重度の自立生活能力喪失高齢者は24時間看護を集中的に提供するの

に便利のために大部屋の居住が適しているが、1部屋の人数は4人を超えるべきではない。同時に、居室内の通路とベッドの距離について規定している。ベランダは高齢者に室外空間を提供することができ、気分をリラックスさせ、情操を豊かにするのに役立つ。

第28条 本条は養護老人ホームの高齢者居室内の物品収納設備及びトイレについての要件を提出している。

養護ホーム内的高齢者は居住期間が長いこと、必ず相応の衣服及び他の物品の収納設備を提供しなければならない、同時にトイレの床面についての要件も提出している。

第29条 本条は高齢者養護ホームの高齢者居室のドア、トイレと浴室のドア及び通路の幅を明確にしている。

自立生活能力喪失高齢者は車椅子と可動式ベッドを使用するという特殊な要件をふまえ、医療施設の建築設計基準及び建設基準の関連する要件を参照し、本建設基準は高齢者居室のドア、トイレと浴室のドア及び通路の幅について明確に規定している。

第30条 本条は養護老人ホームの高齢者居室内部の施設についての要件を提出している。

自立生活能力喪失高齢者の特殊な介護の要件を満たし、良好な居室環境を創出するため、本条は高齢者居室内のインターホン、酸素供給システムの配備、スポットライト、プライバシー・カーテンの設置についての要件を提出している。これは既存の老人養護施設の自立生活能力喪失高齢者の居室でも一般的に採用されているものである。

第31条 本条は養護老人ホーム建築物の内・外装の要件を明らかにしている。

養護老人ホーム建築の外観の色調並びに統一的な標識の設置を強調するのは、居住する自立生活能力喪失高齢者の養護ホームに対するアイデンティティ感覚と帰属感を増し、高齢者の「家」に対する心理的ニーズを満たすためである。

第32条 本条は養護老人ホームの洗濯室の設置についての要件を提出している。

養護老人ホームの自立生活能力喪失高齢者の被服の消毒と洗浄は介護作業の重要な分野であるため、洗濯室の設置についての要件を提出すると同時に、雨や雪の日の衣服乾燥の問題を解決するため、室内の乾燥場所を設置することも提出している。

第33条 本条は一部のスペースの内装、排気、排水についての要件を提出している。

第6章 建築設備と室内環境

- 第34条** 本条は養護老人ホーム建設の主な建築設備を列挙している。
- 第35条** 本条は養護老人ホームの電力使用及び電器装置の要件を明確にしている。
これは自立生活能力喪失高齢者の特徴とニーズに基づき提出されたものである。
- 第36条** 本条は養護老人ホームの給排水についての要件を明確にしている。
- 第37条** 本条は養護老人ホームの給湯及び関連施設についての要件を明確にしている。
- 第38条** 本条は養護老人ホームの暖房と空調の要件を明確にしている。
- 第39条** 本条は養護老人ホームの建築物の通風・採光と日照の要件を明らかにしている。
- 第40条** 本条は養護老人ホームのインターネット回線の配置と事前設置コネクタについての要件を提出している。

第7章 基本設備

第41条 本条は養護老人ホームの基本設備配置の要件を明らかにしている。

第42条 本条は養護老人ホームの基本設備の主な項目及びその分類を明らかにしている。

第43条 本条は養護老人ホームの生活介護設備の基本項目を明確にしている。

介護ベッドとエアベッドの配備は一部の自立生活能力喪失高齢者の食事、用便の便宜のためであり、長期の臥床による床ずれの発生などを減少させる。他にまた食事の運搬に使用する電熱保温食事運搬カート、及び一部の自立生活能力喪失高齢者の入浴を助ける専用の入浴設備を配備する必要がある。

第44条 本条は養護老人ホームの医療設備の基本項目を明確にしている。

異なるタイプの養護老人ホームが設備しなければならない医療設備は、養護老人ホームの規模及びその事業の特徴の観点から、実際の調査研究の状況に基づき確定したものである。

第45条 本条は養護老人ホームのリハビリテーション設備の基本項目を明確にしている。

第46条 本条は養護老人ホームのセキュリティ設備の基本項目を明確にしている。

第47条 本条は養護老人ホームの交通器具の基本項目を明確にしている。

本建設基準では養護老人ホームに必須の2種類の専用業務車輛についてのみ列挙している。高齢者送迎車は主に高齢者の入所受け入れ、高齢者の病院での受診などの際に使用する。物品輸送車は主に養護老人ホームの生活などの用品の調達と、その他の後方勤務を保障する用途に使用する。

第48条 本条は異なるタイプの養護老人ホームが配備しなければならない基本設備の詳細について、表で列記している。

原文リンク：

<http://files2.mca.gov.cn/www/201104/20110428163327233.pdf>